

令和元年9月9日

第4回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月9日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報 告 第 7 号 平成30年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報 告 第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（内海中学校敷地内における車両損傷事故））
- 日程第6 認定議案第1号 平成30年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第2号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第3号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第4号 平成30年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第5号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 認定議案第6号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 認定議案第7号 平成30年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第13 議 案 第 44号 財産の取得について（土地及び建物の取得）
- 日程第14 議 案 第 45号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第15 議 案 第 46号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議 案 第 47号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議 案 第 48号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議 案 第 49号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第50号 南知多町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第51号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第52号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第53号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第54号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第55号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第26 請願第4号 「日本政府に辺野古の新基地工事中止を求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊藏
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈

防災安全課長	滝本 功	税務課長	神谷 和伸
企画部長	鈴木 茂夫	企画課長	高田 順平
地域振興課長	滝本 恭史	検査財政課長	山下 忠仁
建設経済部長	大岩 幹治	建設課長	山本 剛
産業振興課長	鈴木 淳二	水道課長	坂本 有二
厚生部長	田中 吉郎	住民課長	宮地 利佳
福祉課長	相川 和英	環境課長	富田 和彦
保健介護課長	田中 直之	教育長	高橋 篤
教育部長	山下 雅弘	学校教育課長	石黒 俊光
社会教育課長	森 崇史	学校給食センター所長	山本 剛資
会計管理者 兼出納室長	山本 有里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美保 係 長 磯部 貴宏

[開会 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

南知多町においては、地球温暖化防止及び経費削減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンの実施中でありますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

本日は、大変御多用の中を9月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、昨日は、南知多町消防操法大会において、大変暑い中、各分団員の俊敏なポンプ操法を拝見し、日々の練習の成果がうかがわれ、感銘を受けました。私たち議員も、消防団員同様に、議会の運営にしっかりと取り組んでまいりたいものです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の写しと平成30年度決算審査意見書をお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番、榎戸陵友議員、12番、石黒充明議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間といたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、はじめに諸般報告をさせていただきます。

まず、令和元年10月に予定される消費税率の引き上げへの対応につきまして、御報告申し上げます。

平成28年11月28日公布、施行されました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律に基づき、条例等で定めています消費税等の課税対象となる公共施設の使用料等につきまして、消費税率引き上げに伴う対応が必要となります。

水道料金及び日間賀島漁業集落排水事業使用料につきまして、その関係条例をこの9月定例会に上程いたします。

その他の使用料等につきましては、受益者負担の原則に基づき、行政サービスに対します住民負担の公平性を確保しながら適切な利用者負担について検討をしているところであり、条例改正案を12月定例会に上程する予定であります。周知期間を置きまして、令和2年度、新年度予算から施行する予定でございます。

次に、令和元年度町防災訓練の実施につきまして御報告申し上げます。

本年度も、各地区単位により、町内の5会場にて、9月1日から11月24日までの予定で、各地区自主防災会の皆さん、地元区役員さん、そして町議会議員さんの御協力のもと、町民の皆様の多数の御参加をいただき、訓練を実施してまいります。

既に、9月1日に豊浜地区は豊浜中学校にて、9月7日に篠島地区は篠島防災センター

一にて、消火器やAED取り扱いなどの応急救護訓練及び災害食体験などの訓練を実施いたしました。

なお、9月7日までの訓練の参加総数は290名となっております。

次に、昨年度、姉妹都市提携をいたしました長野県下諏訪町との姉妹都市等交流事業につきまして、御報告申し上げます。

平成25年度から数えて7回目となります両町の小学生による交流事業を8月6日から7日にかけて本町を開催地として実施いたしました。長野県下諏訪町の小学生35名、本町の小学生34名、両町合わせて69名の児童が参加し、内海での海水浴、内海防災センターでの炊き出し体験、避難所設営体験を通し、交流を深めました。

次に、プレミアムつき商品券につきまして御報告申し上げます。

プレミアムつき商品券が10月1日から、対象者は限られますが、町内の郵便局で購入、町内の取扱店舗で使用可能となります。

この事業は、消費税、地方消費税の引き上げに際し、消費に与える影響の緩和、地域における消費の喚起を目的として、全額国庫補助にて実施するものでございます。

南知多町では、住民税非課税の方3,686人に、8月上旬に南知多町プレミアムつき商品券購入引換券交付申請書を発送しましたが、8月末現在までに申請のあったのは529人で、いまだ14.4%にとどまっています。

最大で5,000円分お得となる商品券です。御不明な点がございましたら、産業振興課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

次に、ごみ排出量の抑制のための施策として、昨年度の下半期から導入いたしました「がんばるごみ減量報奨金」につきまして、御報告申し上げます。

今年度につきましては、実施方法を一部改めて継続させていただいていますが、上半期の1月分から6月分までの実績は、残念ながら町全体で1人1日当たり9.7グラムの増加となってしまいました。地区別に見ても、前年同時期と比べ、減量を達成できた地区がなかったため、どの地区にも報奨金をお支払いすることができませんでした。

今後も、資源ごみの分別や生ごみの水切りの徹底など、住民の皆様には周知するとともに、ごみを出しやすい環境の整備に取り組んでまいりますので、町民の皆様方の今までに増しての深い御理解と御協力をお願いするものでございます。

次に、保育所用地の寄附につきまして、御報告申し上げます。

内海保育所の南側に隣接する宗教法人長福寺の解散に伴い、8月26日付で同宗教法人

により境内地を保育所用地として寄附したいというありがたい申し出がございました。土地の所在は、内海字兼井7番、地目は境内地、面積は1,063平方メートルで、お寺のお堂などを撤去し、更地で寄附していただくものでございます。

今後は、保育所園庭や駐車場などとして、内海保育所全体での有効活用の検討を行いたいと考えております。

次に、小・中学校のエアコンの設置につきまして御報告申し上げます。

平成30年度予算を繰り越ししまして、今年度実施いたしました小・中学校の普通教室のエアコン設置工事は、去る8月21日に全てのエアコンの設置が完了いたしました。これにより、全ての普通教室のエアコンが稼働できることとなります。この整備により、児童・生徒の健康と安全を守ることができると考えております。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告2件及び平成30年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ19議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第7号の平成30年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第8号の専決処分の報告につきましては、内海中学校敷地内で発生した車両損傷事故につきまして、損害賠償の額を決定し、和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

認定議案第1号から認定議案第7号は、平成30年度南知多町の各会計の決算認定であります。

一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入は129億8,856万9,755円、歳出は125億8,672万8,255円、歳入歳出差引額は4億184万1,500円であります。

また、水道事業会計の収益的支出額は、税込みで7億5,238万8,413円、資本的支出額は税込みで3億8,055万5,144円であります。「日本一住みやすいまち」を目指して、各種施策を実施したものであります。

議案第44号の財産の取得につきましては、大字豊浜の旧潮蔵の土地及び建物を取得す

ることにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第45号の南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、新たに条例を制定するものであります。

議案第46号の会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、特別職非常勤職員として任用すべき職の整理をするため及び新たに一般職の会計年度任用職員を創設するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第47号の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等が令和元年10月1日に施行されることに伴いまして、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第48号の南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部が改正され、令和元年12月14日から施行されることに伴いまして、地方公務員法において定められている成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第49号の南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第50号の南知多町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第51号の南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等が令和元年8月1日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、令和元年度南知多町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,551万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を75億2,441万1,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、民生費1,101万4,000円、衛生費509万1,000円、農林水産業費843万7,000円及び商工費97万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、歳入におきましては、地方交付税6,543万円、国庫支出金488万8,000円、県支出金1,011万4,000円、諸収入429万6,000円及び町債504万3,000円をそれぞれ追加し、地方特例交付金637万2,000円及び繰入金5,788万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第53号は、令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ315万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を28億5,215万5,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、諸支出金315万5,000円を追加し、歳入におきましては、繰越金315万5,000円を追加するものであります。

議案第54号は、令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ266万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を2億5,616万2,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金91万1,000円及び諸支出金175万2,000円をそれぞれ追加し、歳入歳出補正の財源調整としまして、予備費1,000円を減額するものであります。

また、歳入におきましては、繰越金266万2,000円を追加するものであります。

議案第55号は、令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,747万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を19億3,047万3,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、基金積立金2,753万8,000円及び諸支出金3,993万5,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、支払基金交付金405万3,000円、繰入金1,101万4,000円及び繰越金6,218万2,000円をそれぞれ追加し、保険料977万6,000円を減額するものであります。

以上で、提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第7号 平成30年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○議長（藤井満久君）

日程第4、報告第7号 平成30年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
についての件を議題といたします。

報告を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、報告第7号 平成30年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によ
り、平成30年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付し
て報告するものであります。

下段の表をごらんください。

まず健全化判断比率は、自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたもので、4
つの指標のうちの一つでも早期健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか財政健
全化計画の策定が義務づけられています。

健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模を基本とする額に対する比
率がパーセントで表示されます。

健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計
とも黒字決算となっていますので、横棒のバーで表示しています。

次の実質公債費比率は4.1%、将来負担比率は17.3%になりました。4つの指標とも
早期健全化基準数値を超えておりません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全
化基準の数値を超えますと、外部監査のほか経営健全化計画の策定が義務づけられてい
ます。

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足比率をパーセントで表示したものであり

ます。漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はありませんでしたので、横棒のバーで表示しています。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えておりません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（内海中学校敷地内における車両損傷事故））

○議長（藤井満久君）

日程第5、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（内海中学校敷地内における車両損傷事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

報告第8号 専決処分の報告につきまして御説明いたします。

2枚目をごらんください。

専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町立内海中学校敷地内で発生しました車両損傷事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和元年8月26日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和元年7月12日午後2時ごろ、野球部の部活動中に、生徒の打球が防球ネットを越えて、駐車場にとまっておりました相手方自動車の前方部分に直接当たり、損傷させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は6万4,011円ございます。和解の内容は、相手方に対し、事故に係る修理代として上記損害賠償の額を支払うものでございます。

以上で報告を終わります。

今後におきましても、より一層安全対策を徹底するよう指導に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

ここで質疑の申し出により、内田保議員の質疑を許可します。

質疑は簡明にお願いします。

内田議員。

○5番（内田 保君）

よろしく申し上げます。

それでは、3点質問します。

まず1点ですが、7月12日は、これは師崎中学校と同じような事例なんですけれど、金曜日で普通の授業日です。第5時限に部活動をやっているわけですが、なぜこの時間に野球部の部活動が実施されておったのか。特別時間割りがあって早く部活動が始まったのでしょうか。

2番目、破損した車の駐車位置は職員室前か、もしくは体育館前か。さきの師崎中学校の事例と同じように、防球ネットの不備の部分から球が侵入し、車に当たってしまったのか。

3番目、師崎中とあわせて、今後の二度と起こらない対策に向けて何を考えているか。この3点、お答えください。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

まず、1点目の7月12日金曜日の時間割りの関係ですが、済みません、これはちょっと今、情報がわかりませんので、また後ほど調べてお答えします。

それからもう一点目、破損した車の駐車位置は、職員室の前なのか体育館の前なのかというところですが、体育館の前でございます。

あと、防球ネットの不備と今後の対策を含めて回答させていただきますと、防球ネットは、その部分は確かに少し低くはなっておりますが、今までもその防球ネットの形で部活動もやってきた形でございます。それですので、どこか防球ネットが破れておるとか、高さ的に足りないとか、そういうふうには考えておりませんので、現時点では防球ネットのほうを高くするような工事の計画予定はございません。

安全対策としましては、野球部の練習をするときに、練習をする時点で駐車車両がないことの確認だとか、それからあと駐車車両のほうも練習をやる場合には移動するというような形で安全対策をしていくような形で学校のほうには依頼しておりまして、そういうふうに努めてまいります。以上です。

○議長（藤井満久君）

これをもって質疑を終了いたします。

日程第6 認定議案第1号 平成30年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第6、認定議案第1号 平成30年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第1号 平成30年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

「日本一住みやすいまち」づくりのため、防災対策の充実、産業振興及び教育環境の整備などを重点に、住民福祉の維持・向上を目指した事業に積極的に取り組みました。

その結果、平成30年度の歳入決算額は76億96万7,000円で、前年度に比較いたしまして1億475万2,000円、1.4%の減額に、また歳出決算額は73億1,769万8,000円で、前年度に比較いたしまして1億947万円、1.5%の減額となりました。実質収支額は2億4,345万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず2名の議員の質疑を行います。

3番、片山議員。

○3番（片山陽市君）

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

まず1つ目、2款1項1目、決算書の73ページですけれども、会計年度任用職員制度移行に係る例規整備等支援業務委託料27万円は、当初予算にも補正予算でも計上されていないが、項目がないのになぜ支払うことが可能なのか。

続けて2番です。2款1項9目、決算書で87ページ、ここに載っていないんですけれども、当初予算で計上した番号制度導入に向けた総合住民情報システム等改修委託料が執行されなかったのはなぜか。

この2点についてお聞きします。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

片山議員からの一般会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、総務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号1番、決算書72ページ、73ページ、人事関係費の会計年度任用職員制度移行に係る例規整備等支援業務委託料27万円は、当初予算にも補正予算でも計上されていないが、項目がないのになぜ支払うことが可能なのかにつきましてお答えします。

地方公務員法の一部改正により、令和2年度より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当初は令和元年度に委託契約を予定しておりましたが、早期に例規整備等の準備を進める必要が生じたため、予算流用により予算の措置をして委託料の支払いを行わせていただいたものです。

以上で総務課所管分の答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

続きまして、企画課所管分について答弁させていただきます。

番号制度導入に向けた住民情報システム等改修委託料につきましては、全国の自治体で平成30年7月に改修後の情報連携を開始させるため、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISより平成29年12月時点で提示されました仕様書に基づき、291万6,000円

を当初予算として計上させていただきました。しかし、その後の仕様変更に伴い、作業規模が縮小され、システムの保守事業者との協議の結果、通常の総合住民情報システム運用支援業務の範囲内での改修が可能となったため、予算額291万6,000円全額を未執行とさせていただきます。

以上で企画課所管分の答弁を終了します。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

よくわかりましたけれども、会計年度任用職員制度移行にかかわるということで、平成31年度予算で104万5,000円とってあるんですね。そのうちの27万円だけ、どうしても平成30年度に執行しなかった理由がわからないんですけど、その辺の説明をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

平成30年度中の委託の契約の内容は、会計年度任用職員制度への移行に伴い、制定が必要と考えられる条例及び規則の改正モデル例規の提供及び例規整備を進める上で必要となる情報、こういった参考事例等をウェブサイトで提供を受けるものです。こういった例規の改正は、想定で合わせて20本以上の改正または新規制定が必要と思われており、スケジュール的にこの9月議会までに関係条例の整備が必要であったため、平成30年度後半に支援業務委託を実施することとなったものです。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

同じ質問の2回目ですか。

質疑は以上で終了してください。

次に、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、一般会計の質問をさせていただきます。

まず第1、歳入1、項としては1、2、3、7、決算ページは6、7ページです。町税の町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の不納欠損額556万円はそれぞれどのような理由なのか。また、収入未済額の2億1,652万円の回収の努力はどのようなことがなされてきたのか。例えば訪問だとか、電話だとか、窓口相談だとか。

2つ目、歳出の8の1から6、決算ページは12ページから15ページです。土木の歳出で、平成30年度の不用額は3,447万円ばかりあります。なぜでしょうか。もっと地域からの要望の、例えば河川のしゅんせつだとか等に予算を利用できたのではないのでしょうか。

3番目、歳出の2の2、決算ページ、12ページ、13ページです。総務費の不用額が約5,396万円あります。そのうち、徴税費不用額は384万円となっております。もっと親切で細かい配慮の具体的な不納欠損、滞納、収入未済額への徴税対応ができたのではないのでしょうか。

4番、1の1の1、決算書の67ページです。町村議会議長会の負担金が24万7,000円となっております。県議長会の決算を見ると、不用額が372万円もあります。陳情の計上为中心だと思われそうですが、具体的なこの負担金の効果はあるのでしょうか。町として負担金の減額を要求していくべきではないのでしょうか。既に総務予算から町村会へ25万7,000円の負担金が出されております。

5番目、2の1の1、ページは65ページです。情報公開審査会が4人から5人にふやされております。その増員の理由は何でしょうか。また、ふやして、平成30年度中の審査会の具体的な審議内容と問題点は何でしょうか。

6番目、2の1の1の決算書73ページです。産業医の面接指導費の報償費は、平成30年度を平成29年度と比べると16万2,000円と倍増されております。これはいいことだと思います。面接指導は何件あり、効果はどうだったのか。時間外80時間以上の労働者に適正に面接指導を実施してきているのか。人への投資は大事であります。衛生委員会への毎月の参加にすると、報償費の増額も今後必要ではないのでしょうか。

続いてお願いいたします。7番目、2の1の1、73ページです。町長の交際費は46万円ばかりです。そのうち、4月7日、生花9,720円、4月24日、花輪1万2,000円、3月8日、供花・香典1万9,720円と、同じ町政功労者葬儀で不統一なのはどのような理由によるものか。統一すべきではないのでしょうか。

8. 5の1の1、ページは153ページです。県の労働者福祉協議会知多支部負担金は、

労働組合連合を中心とした組織への助成であります。知多での主な取り組みは写生会であり、南知多町の町民への具体的な15万円の労働者福祉助成効果は何があったのでしょうか。無駄な負担金の撤退が必要ではないでしょうか。

9番、6の2の1、決算書は161ページです。県森林協会負担金は、平成29年度96万円、平成30年度は132万円です。なぜ132万円なのか、その根拠は何でしょうか。これは132万円なんです。ちょっとこれは間違っております。訂正しておいてください。

また、負担金は何に使われているのか。その合理性、メリットはあるのか。犬山市は、負担金の検証調書を作成しております。南知多町も作成すべきと考えるが、負担金の撤退もあり得るのではないかと。

10番です。8の1の1、177ページです。土木関係で、愛知県派遣職員人件費負担金が、平成29年度が580万円、平成30年度は640万円となっております。これほどの負担金を払ってどのようなメリットがあるのか。必要とする町の考えは何か。

11番です。8の1の1で、177ページです。県道路整備促進協力会、日本道路協会、県名古屋市道路利用者会議、県市町村道整備促進期成同盟会などの負担金は、同じような道路を整備する上での陳情行動です。無駄な負担金の整理・縮小をしていくことが思い切って必要ではないでしょうか。

12番、8の5の2、決算書の185ページです。南知多町には下水道はありません、集落排水はありますけれど。下水道のための負担金5万9,700円を払っております。必要ないので、4つの負担金の協会は思い切って退会すべきであると考えますが、いかがですか。

13番、9の1の4です。193ページです。防災の愛知県派遣職員の負担金は、平成29年544万円、平成30年度は650万円にふえています。払い続けるメリットは何があったのでしょうか。わざわざ必要なんではないでしょうか。特に災害のときに、すぐ駆けつけることができる場所にいらっしゃるんじゃないでしょうか。南知多町の職員を育てることが必要ではないでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

内田議員からの質問に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課所管分につきまして答弁させていただきます。

通告書番号1番、決算書6ページ、7ページ、町税の町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の不納欠損額556万円は、それぞれどのような理由なのか。また、収入未済額約2億1,652万円回収の努力はどのようなことをなされてきたのかについて答弁させていただきます。

税目ごとの不納欠損処分の理由といたしましては、町民税は33名分ではありますが、主な理由は生活困窮が19名で、固定資産税は44名分ではありますが、主な理由は死亡が23名、軽自動車税は26名分ではありますが、主な理由は生活困窮が15名で、都市計画税は1名分で理由は死亡であります。

また、収入未済額の回収の努力についてであります。それぞれ納期後、未納者については督促状を随時発送いたしまして、またそれでもさらなる未納者につきましては、年2回催告書を発送して納付をお願いしております。それでも未納の場合につきましては、随時財産調査等を行い、預金の差し押さえ等の滞納処分を行っております。

なお、滞納者に誠意ある姿勢がうかがえ、年度内に完納する計画の納付誓約書が提示された方につきましては、分納を認める場合もあります。

続きまして、通告書番号3番、決算書12ページ、13ページ、総務費の不用額が約5,396万円あり、そのうち徴税費の不用額が約384万円となっている。もっと親切で細かい配慮の具体的な不納欠損、滞納、収入未済額への徴税対応ができたのではないかとつきまして答弁させていただきます。

徴税費の不用額384万円につきましては、主な理由といたしましては、職員手当等の残が57万6,000円、郵便料の残が42万9,000円、土地評価がえ業務委託料の入札残147万2,000円であります。

次に、徴税対応につきましては、地方税法等の法令に基づき徴税事務を行っております。今後につきましても、法令を遵守いたしまして、期限内に納税している大多数の納税者との公平性を意識しまして、滞納者に対しましては毅然とした姿勢で取り組んでいく必要があると考えております。しかしながら、滞納者の個々の事情を考慮することで早期に滞納が解消されるよう、柔軟な対応に努めてまいる所存であります。以上であります。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

続きまして、建設課所管分について答弁させていただきます。

質問番号2番でございます。決算書12ページから15ページ、土木費につきましては、土木の歳出で平成30年度不用額3,447万円ばかりあるのはなぜか。もっと地域からの要望である河川のしゅんせつ等に予算を利用できたのではないかという質問に対しましてお答えいたします。

まず、8款土木費の不用額3,447万円につきましては、土木管理費、道路橋りょう費、河川費、港湾費、都市計画費、住宅費の6つの項の合計額でございます。不用額の主なものといたしましては、国からの社会資本整備総合交付金を財源とする事業でございますが、道路橋梁施設の長寿命化事業における国費の減額に伴う事業費の減でございます。

また、県営で行う急傾斜崩壊対策事業費の減に伴う町の負担金の減でございます。

また、木造住宅耐震改修関連補助金につきまして、対象者の減に伴う予算の残額でございます。

よって、土木費の不用額は、予定していた事業につきましてはおおむね完了した上で未執行となったものと考えております。

また、御質問にございます河川等のしゅんせつに利用できなかったのかにつきましては、当初予算にない事業となりますので、緊急性の高い場合は予算流用、あるいは予算充用等を行って対応してまいります。それ以外のものにつきましては、優先順位を勘案して次年度以降、計画的に予算確保を行って事業を実施していくというものでございます。

続きまして、質問番号10番、決算書177ページ中段、愛知県派遣職員人件費負担金につきまして、これほどの負担金を払ってどのようなメリットがあるのか。必要とする町の考えは何かという質問に対してお答えいたします。

愛知県から土木技術を専門とする職員の人件費を負担するメリット、これは大きく次の3点があるかと考えております。1つ目は、土木技術職のいない本町において、土木設計や積算などの技術的なサポートを行うこと、2つ目は、愛知県が南知多町内で実施する土木事業において県との調整をより円滑に行えること、3つ目といたしまして、町の職員として地域の住民と接することによって、本町の現状を知り、ニーズの把握ができ、将来の県事業を含めた効率的な事業立案につなげていただけるのではないかという期待を込めております。

以上のことから、今後も必要である負担金であると考えております。

続きまして、質問番号11番、決算書177ページ上段になりますが、県道路整備促進協力会、日本道路協会、県名古屋市道路利用者会議、あるいは県市町村道整備促進期成同盟会等の負担金は同じような陳情行動である。無駄な負担金の整理・縮小をしていくことが必要ではないかという御質問に対してお答えいたします。

御指摘の負担金につきましては、この地方に必要とされる道路インフラの整備を促進するため、その地域が一丸となって事業の必要性を国や県などに対し要望し、早期実現を目指す組織を運用するための負担金でございます。道路整備の実現によりまして、物流ネットワークの強化による生産性の向上や交流人口の拡大による経済効果が考えられることから、どれも本町にとって必要なものと考えております。

また、陳情行動以外におきましても、土木技術の企画、調査、研究についての情報提供、あるいは設計・施工の指導、あるいは土木職員向けの講習会・研修会の実施など、多岐にわたる事業を行っているものもございますので、これらにつきましても本町にとって必要なものと考えております。よって、整理・縮小することは現在のところ考えておりません。

以上で、建設課所管分の答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

続きまして、総務課所管分について答弁させていただきます。

質問番号5番、決算書68、69ページ、総務一般管理費の情報公開審査会委員が4人から5人にふやされている。その増員の理由は何か。また平成30年度中の審査会の具体的な審議内容と問題点は何かにつきましてお答えします。

情報公開審査会委員は5人の委員に委嘱しており、報酬は審査会に出席した委員に対して支払っています。平成29年度は欠席者が1人いたため4人に支払い、平成30年度は欠席者もなく5人全員に支払ったもので、特に委員を増員したわけではございません。

また、平成30年度は審査会を1回開催し、特に審査会に諮問された案件がなかったため、情報公開制度の実施状況の報告などを行い、特に問題点はありませんでした。

次に、質問番号6番、決算書72、73ページ、職員福利厚生費の産業医の面接指導費報償費は、平成30年度を平成29年度と比べると16万2,000円と倍増されている。面接指導

は何件あり、効果はどうか。時間外80時間以上の労働者に適正に面接指導を実施してきたのか。人への投資は大事である。衛生委員会への毎月の参加にすると、報償費の増額も必要でないかにつきましてお答えします。

平成30年度は、メンタル不全による休職者と時間外80時間以上の長時間労働の職員に対して産業医による面接指導を15回実施しました。残念ながら、メンタル不全による休職者の復職はできていませんが、長時間労働の職員から病休取得者は出ておりませんので、効果はあったと考えております。

また、平成30年度より衛生委員会を毎月実施することとしており、産業医の報酬額を平成30年度に前年度の約2倍に増額しております。

次に、質問番号7番、決算書72、73ページ、人事関係費の町長交際費は46万円ばかりだが、そのうち4月7日、生花9,720円、4月24日、花輪1万2,000円、3月8日、供花・香典1万9,720円と、同じ町政功労者葬儀で不統一なのはどういう理由によるのか、統一すべきでないのかにつきましてお答えします。

香典は規定により1万円としていますが、最近は家族葬や密葬などがふえてきており、香典の受け取りを辞退される場合もあります。また、花輪を供えることを基本としておりますが、葬儀場によっては花輪を供えることができないところもありますので、その場合は生花を供えております。これらが不統一の理由となります。

以上で、総務課所管分の答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

内田議員からの御質問に対しまして、産業振興課所管分について答弁させていただきます。

まず質問番号8、決算書及び決算説明書152、153ページ、労働一般管理費の県労働者福祉協議会知多支部負担金において、県労働者福祉協議会知多支部負担金は、労働組合連合を中心とした組織への助成である。知多での主な取り組みは写生会であり、南知多町の町民への具体的な15万円の労働者福祉助成効果は何があったのか、無駄な負担金の撤退が必要ではないかという御質問に対し、お答えさせていただきます。

県労働者福祉協議会知多支部は、労働組合及び東海労働金庫、一般財団法人愛知県労働者福祉基金協会などの福祉事業団体で構成されており、知多5市5町がその活動を支

援しております。知多支部では、労働福祉に関する各種研修会や懇談会のほか、議員御指摘のとおり、一事業として各市町で写生大会を実施しております。

また、定年間際を迎えた勤労者を対象にした年金、ライフプラン、雇用保険制度などのセミナー、個別相談会も開催しております。これは、労働組合の組合員に関係なく、5市5町の住民であれば誰でも参加できるため、町広報などでも周知しているところでございます。

このように、南知多町においても、南知多町内外で働く勤労者の福祉の増進や生活の向上に寄与していくため、引き続き負担金を支出していきたいと考えております。

次に、質問番号9、決算書及び決算説明書160、161ページ、環境緑化推進事業費の県森林協会負担金において、県森林協会負担金は、平成29年度96万円、平成30年度132万5,000円。なぜ132万5,000円なのか。その根拠は。また、負担金は何に使われているのか。その合理性、メリットはあるのか。犬山市は、負担金の検証調書を作成している。南知多町も作成すべきと考えるがどうか。負担金の撤退もあり得るのではないかという御質問に対し、お答えさせていただきます。

まず負担金の算定根拠ですが、前々年度、平成30年度の負担金の算定では平成28年度になりますが、愛知県が各市町村において実施した治山事業や林道事業に対する事業費割に各市町村均等の1万円の会費を加えた金額でございます。

なお、本町の負担金が前年に比べふえた理由につきましては、治山事業費の増により事業費割がふえたことによるものです。

次に、負担金の使途でございますが、主なものは、治山事業を含めた森林環境事業の推進を図るための国や県への要望活動や、事業促進に関する情報の収集や提供活動でございます。

負担金支出の合理性、メリットにつきましては、山林の崩落による災害から町民を守るための治山事業や里山の保全など、今まで同様強力に推進するためには本負担金が必要であると考えておりますので、引き続き支出していく考えでおります。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

続きまして、私、検査財政課課長から、負担金に関しまして、通告書番号4及び9の

一部を答弁させていただきます。

まず通告書番号4、県町村議会議長会負担金は、町として減額を要求していくべきではないかについて答弁させていただきます。

負担金は、見積額、積算基礎、支出先、支出根拠により、合理性、メリットを含め確認しております。県町村議会議長会負担金につきまして、各町村相互の連携を密にするとともに、国及び県における諸施策に対応して、系統町村会その他関係団体との緊密な連携を保ちつつ、政務活動、調査活動を積極的に進め、町村運営を円滑に資するための運営事業に活用しており、郡割に算出後、さらに5町で均等割と人口割にて算出されております。各負担金とも、会の運営事業のため必要な負担金であると確認しております。

続きまして、通告書番号9のうち、犬山市は負担金の検証調書を作成している。南知多町も作成すべきと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

負担金の検証調書の作成につきましては、本町において作成しておりません。負担金は、見積額、積算基礎、支出先、支出根拠により、合理性、メリットを含め確認していますので、負担金検証調書を作成する考えは現在ございません。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

続きまして、水道課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

質問番号12番、決算書184ページ、185ページ。南知多町には下水道はない。下水道のための負担金5万9,700円は必要ないので、4つの負担金の協会は思い切って退会すべきであるとするがどうかにつきまして答弁させていただきます。

下水道につきましては、日間賀島の漁業集落排水事業を実施しており、下水道関係事業に係る情報収集、関連市町との情報交換等は必要であると考えており、継続して負担金の支出をしていく考えでございます。

以上で、内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

最後に、防災安全課所管分について答弁させていただきます。

質問番号13番、決算書192、193ページ、防災対策事業費の愛知県派遣職員人件費負担

金は、平成29年544万円、平成30年度650万円である。払い続けるメリットは何かあったのか。わざわざ必要なのかにつきましては、南海トラフ地震津波対策特別強化地域に指定された本町では、防災対策の強化が強く求められ、防災行政無線の整備や避難場所の確保、防災拠点施設の整備といったハード面での対策を進めるに当たり国庫補助制度を活用する上で、県との調整を図ってもらっております。

また、物資や医療等の支援について定めた受援計画の策定や各種団体との防災協定の締結、備蓄物資、防災資機材の充実など、ソフト面での対策強化についても、県職員の幅広い知識や経験に基づき、助言・指導を仰ぎながら防災事業を推進しております。

これら2点のメリットを踏まえ、さらに防災講話などの講師として地域住民と接することで、南知多町の防災における地域の現状を把握でき、今後も県とのパイプ役として町民の安全・安心を守る防災業務において支援を期待できる派遣職員は必要であると考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今の回答にちょっと質問したいと思います。

まず、防災関係と土木関係で派遣職員が出されておりますけど、この派遣職員は今後、会計年度任用職員制度が導入されるに当たって、どのような位置づけ、これまでの臨時職員ではないと思うんですが、任期つき職員としてやるのか、どういう位置づけとして今後も採用するというふうに考えているのか、この1点。

2点目、今、防災のことについて説明がありましたけど、この方は、例えば内海に住んでいてだとか、豊浜に住んでいて、災害のときにすぐ駆けつけることができるんでしょうか。私は、南知多町の中に防災専門官を育てることが絶対に必要だと思います。外注で頼んでおって、その情報に依拠するなんていうようなことは、全く自立していない町じゃないでしょうか。当面は学ぶことが必要かもしれませんが、この南知多町の職員の中で防災専門官というのをつくるべきです。そうでなければ、いつまでもふらふらとした危うい町になってしまうんじゃないでしょうか。なので、そこら辺の職員がち

やんと南知多町にいるのか。それとも名古屋にいるのか。南知多町としてはきちっとした防災専門官を町の職員として育てるつもりはあるのかどうか。これについて、2点目、お聞きしたいと思います。

それから3点目ですが、さまざまな負担金があって、私、ここに犬山市の負担金検証調書というのを持っております。今、検査財政課が調べているからいいという。それは一部の人が調べているだけの話で、実際にどういうところに使われておって、どういうお金が、この負担金がどういう内容で使われていたのかということ、原因に対しても明らかにする必要があるんじゃないでしょうか。さまざまな負担金がいっぱいあります、南知多町の予算の中には。だから、要らないものも、かなり一部切っていただいたものもあります、建設の関係で。私がこの1年、2年、質問させていただいて。なので、やはり負担金の中でも切れるものがあると思いますので、この検証調書はつくるべきだと思いますけど、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

まず、1点目の御質問にありました防災安全課と建設課の派遣の職員に対してであります、こちらの職員は愛知県からの派遣協定に基づいて派遣していただいておりますので、この方たちを会計年度任用職員制度によって任用していくというふうに変更していく予定はございません。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

内田議員の質問の2点目でございます。この防災の派遣職員はすぐに駆けつけることができるのか、また防災専門官は町で育てるべきではないかという御質問についてお答えさせていただきます。

まず、現在、愛知県から派遣をしていただいております職員につきましては、名古屋市内に在住しておりますので、すぐに駆けつけることができるかといえば、そうではないのかなというふうには考えております。

ただ、防災専門官という特殊な資格を持った職員でございますけれども、以前におきましては、自衛隊の職員等で、こういった防災専門官を雇っております、今現在でも

こういった職員を雇う体制はとっておりますが、なかなか応募がない現状ではあります。

今後につきまして、町の職員でこういった防災専門官を育てていくということにつきましては、今後また中でも検討をしていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

犬山市の検証調書につきまして町としての考え方でございますが、他市町の現状等を調査・研究いたしまして、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

1つ聞かせてください。

203ページで、19番の自席配布、質疑確認書でありますけれども、離島高校生修学支援費補助金のことでございますけれども、平成30年度が9万9,600円から年額14万4,000円に上がったということでございます。これは、町長の思いで町単独で上げたのか、それとも何かいいメニューがあって県か国からの補助金で上げたのか、ここを1つ教えてください。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

離島高校生修学支援費補助金の関係は、国費をいただいて実施している事業でありまして、国費のほう、限度額はございますが、それを財源として実施しておる事業でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託

いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

[休憩 10時45分]

[再開 10時55分]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

ここで、学校教育課長から答弁の申し出がありましたので許可します。

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてということで、内海中学校のほうの車両損傷事故の件でございますが、7月12日金曜日の午後の時間割りにつきまして、調べましたので、報告させていただきます。

7月12日金曜日につきましては、午後、保護者懇談会をやるかげんで特別時間割りを組んでおります。通常の学校の時間は13時半で終わっておりまして、午後は部活動の時間としております。

もう一つ、先ほどの一般会計のほうの質疑の確認書の関係で、榎戸議員の質問のありました19番、離島高校生の修学支援費補助金の関係でございます。これは、先ほどの答弁を訂正させていただきまして、もう一度詳しく説明させていただきますが、離島高校生修学支援費補助金につきましては、平成30年度より補助額を上げておるところにつきまして、年額で比べますと9万9,600円という限度額を年額14万4,000円という限度額まで上げております。この関係につきましては、師崎からの通学高校生と離島からの通学高校生の費用の是正ということで、それ相当額レベルのものを補助額の限度額ということで考えて金額の設定をしております。そして、国と県と町と調整しまして、この14万4,000円という金額を設定するような形で、その是正措置の関係で増額しております。以上です。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

先ほどの教育課長の答弁につきまして、補足説明させていただきます。

こちらのほうですけれども、9万9,600円から14万4,000円に上げた理由としましては、離島の高校生の格差是正といたしまして、離島の高校生の方が通学するための格差、その格差を離島から師崎までの通学費用というふうに考えまして、離島と師崎の間の定期券、端数丸めでございますが、1カ月当たり1万2,000円としまして、それ掛ける12カ月ということで14万4,000円という価格を設定させていただきました。

この内訳としまして、国のほうから2分の1の補助をいただきまして、残りの2分の1の2分の1を県からということで、これを昨年度調整しまして実施したものでございます。以上です。

日程第7 認定議案第2号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定

○議長（藤井満久君）

日程第7、認定議案第2号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
きまして、提案理由の説明をいたします。

平成30年度末の国民健康保険の加入者は6,479人で、その加入割合は町の人口の
36.3%であります。

平成30年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は32万9,889円で、
前年度に比較いたしまして1万2,666円、4.0%増加いたしました。また、1件当たりの
費用額は2万4,711円で、前年度に比較いたしまして21円、0.1%減少いたしました。

平成30年度の歳入決算額は29億6,895万1,000円で、前年度に比較いたしまして3億
3,987万2,000円、10.3%の減額となりました。また、歳出決算額は29億4,623万4,000円
で、前年度に比較いたしまして2億5,524万円、8.0%の減額となり、歳入歳出差引額は
2,271万7,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 認定議案第3号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第8、認定議案第3号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第3号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。広域連合は、保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、各市町村は、保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届け出の受け付けを担当いたしております。

本町の平成30年度末の被保険者数は3,630人で、町の人口に占める割合は20.3%であ

ります。

歳入の主なものは保険料 1 億7,671万8,000円、歳出の主なものは広域連合納付金 2 億4,480万2,000円であります。

平成30年度の歳入決算額は 2 億5,232万7,000円、歳出決算額は 2 億4,966万4,000円となりました。歳入歳出差引額は266万3,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第9 認定議案第4号 平成30年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第9、認定議案第4号 平成30年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第4号 平成30年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る

給付を実施いたしました。

平成30年度末の第1号被保険者数は6,569人で、要介護・要支援認定者数は957人であります。

また、平成31年3月利用分の居宅サービス受給者数は521人、地域密着型サービス受給者数は176人、施設介護サービス受給者数は215人となっており、その年間保険給付費は16億5,537万9,000円となりました。

その結果、平成30年度の歳入決算額は19億5,543万6,000円で、前年度に比較いたしまして1,615万円、0.8%の減額となりました。

また、歳出決算額は18億9,325万5,000円で、前年度に比較いたしまして2,374万6,000円、1.3%の増額となりました。歳入歳出差引額は6,218万1,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第10 認定議案第5号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第10、認定議案第5号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第5号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、日間賀島地区漁業集落排水施設の管理運営などを経理する特別会計であります。

平成30年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。

その結果、平成30年度の歳入決算額は9,620万8,000円で、前年度に比較し210万7,000円、2.2%の増額となりました。

また、歳出決算額は8,727万6,000円で、前年度に比較し195万7,000円、2.3%の増額となりました。歳入歳出差引額は893万2,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田保議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

漁業集落排水のこの議案について、2件質問させていただきます。

まず1番ですが、歳入の2の1ですけど、363ページです。集落排水の使用料の収入未済額が約176万円あります。収納率は94.63%になっておりますが、その回収に向けてどのような努力、工夫をしているのでしょうか。

2番目です。歳入の4の1です。415ページ、363ページになります。集落排水の基金は、平成29年度は1,400万円で、平成30年度は385万円積み増しして965万円と減っております。一般会計からの繰り入れと基金の投入で維持している状況であります。老朽化対策等、今後の予算上の集落排水の課題は何でしょうか。以上です。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの漁業集落排水事業特別会計決算に関する御質問に対しまして答弁させていただきます。

質問番号1、決算書362ページ、363ページ、集落排水の使用料の収入未済額が176万2,237円で収納率94.63%だが、その回収に向けてどのような努力、工夫をしているのかにつきまして答弁させていただきます。

漁業集落排水使用料については、水道料金と合わせて徴収しております。収入未済額の減少に努めるため、上水道の給水停止等の通知も含め、個別に納付の依頼を継続的に行っております。

続きまして、質問番号2、決算書414ページ、415ページ、漁業集落排水事業基金は、平成29年度1,448万3,000円で、平成30年度385万7,000円積み増しして965万9,000円と減っている。一般会計からの繰り入れと基金の投入で維持している状況だが、老朽化対策等、今後の予算上の課題は何かにつきまして答弁させていただきます。

今後の予算上の課題につきましては、安定した維持管理費の財源確保であると考えています。そのためには、現状分析をしっかりと行い、財政計画を策定してまいります。

以上で、内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 認定議案第6号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第11、認定議案第6号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営などを経理する特別会計であります。

平成30年度は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。

その結果、平成30年度の歳入決算額は1億1,467万8,000円で、前年度に比較し551万4,000円、5.1%の増額となりました。

また、歳出決算額は9,260万2,000円で、前年度に比較し95万3,000円、1.0%の増額となりました。歳入歳出差引額は2,207万6,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田保議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、師崎港駐車場関係の質疑をしたいと思います。

1点です。

3の1の1、388ページ、389ページ、414ページ、415ページで関連があります。毎年、約300万円から400万円ばかり駐車場基金が増額しております。平成30年度は約4億2,000万円を歳計現金として運用されていると思えますけれども、外貨建てであるか国内預金だったのか、お答えください。

また、例えばこのお金については、今後、建てかえなどの予算として使っていくことも必要かと思うんですが、観光に役立てるといような形にしていくなど、今後の運用

の方針を、師崎駐車場の条例を変えて、そこを幅広く使えるような運用ができるようなことも考えてもいいのではないかと思うんですが、そこら辺はどういうふうに考えているでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの内田議員からの質疑通告書に対しまして答弁をさせていただきます。

通告書番号1番ですが、388ページ、389ページ、414ページ、415ページが該当する箇所になりますが、こちらの基金の積み立てにつきまして、先ほど議員のほうからは300万円から400万円ということで毎年積み立てがあるということだったんですけど、これはちょっと訂正させていただきます。3,000万円から4,000万円、もっとたくさんあります、実は。増額しているが、平成30年度は4億2,000万円を歳計現金として運用は、外貨建てなのか、あるいは国内預金だったのか、また例えば観光に役立つようなことが今後運用の方針としてはどうなのかといったことに対しましてお答えいたします。

師崎港の駐車場基金につきましては、指定金融機関であるあいち知多農協のほうで、大口定期預金として運用いたしております。

また、この基金につきましては、今後、議員のおっしゃられるとおりで、施設の大規模改修や維持管理費に積み立てるものとしておりまして、当事業の基金の条例第6条におきましても、基金は師崎港駐車場事業の費用の財源に充てるときに限り処分できるとなっておりますので、今のところ観光に係る事業への利用は考えておりません。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 認定議案第7号 平成30年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第12、認定議案第7号 平成30年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 平成30年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして提案理由の説明をいたします。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設・設備の維持管理などに取り組み、施設の耐震化も図りました。

平成30年度末の給水戸数は8,312戸、給水人口は1万8,090人であります。また、年間総給水量は、前年度比0.8%減の323万6,000立方メートルとなっています。その年間総有収水量は280万7,000立方メートルで、有収率は前年度より1.76ポイント下がり、86.75%となりました。

その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入7億1,296万2,000円に対しまして、支出7億2,070万2,000円となり、差し引き774万円の純損失となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入8,941万4,000円に対しまして支出は3億8,055万5,000円となり、その不足額2億9,114万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の平成30年度末残高は6億7,706万6,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田保議員の質疑を行います。

○5番（内田 保君）

3点質問いたします。

まず、1款のところの455ページから459ページのところですが、附属書類、また収益費用明細書（税抜き）で判断すると、西尾市からの佐久島工事の代金が入れば、収支は500万円ばかりの黒字会計になることは事実か。現在、赤字になっておりますけど、そこをお答えください。

2番、1の445ページから448ページですが、有収率が昨年より下がっております。離島部においては、全体の1日平均水量、1人当たりの平均水量が上がっているのに、平成29年度は85%から平成30年度は83%に下がっております。なぜ離島で下がるのか。佐久島漏水が原因なんでしょうか、お答えください。

3番、445ページのところですが、水道事業の健全経営に向けて、平成30年度決算からの今後の南知多町の水道経営戦略の基本は何であると考えておられるのか、それをお答えください。以上です。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの南知多町水道会計決算に関する御質問に対しまして答弁させていただきます。

質問番号1、決算書455ページから459ページ、附属書類、収益費用明細書（税抜き）で判断すると、西尾市からの佐久島工事代金が入れば、収支は500万円ばかりの黒字会計になることは事実かにつきまして答弁させていただきます。

収益的収支が純損失774万円になっている原因につきましては、佐久島海底送水管漏水修繕工事の負担金1,850万円の西尾市からの負担金が未収金扱いで計上しているからであります。今年度、西尾市から負担金として全額いただきますので、実質的には約1,000万円の黒字決算になっているものと考えています。

続きまして、質問番号2、決算書445ページ、448ページ、有収率が昨年度より下がっているが、離島部においては全体に1日平均水量、1人当たりの平均給水量が上がっているのに、平成29年度85.51%から平成30年度83.57%に下がっているのはなぜか。離島での佐久島漏水が原因かにつきまして答弁させていただきます。

離島部の有収率につきましては、篠島が86.2%、日間賀島が86.6%、佐久島が56%と

なっておりますので、離島部の有収率が下がった理由につきましては、佐久島海底送水管の漏水が主な原因であると考えております。

続きまして、質問番号3、決算書445ページ、水道事業の健全経営に向けての平成30年度決算からの今後の南知多町の水道経営戦略の基本は何であると考えているのかにつきまして答弁させていただきます。

経営戦略につきましては、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中・長期的な経営の基本計画であり、この計画に基づき計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていく必要があります。

まず水道施設の現状把握や将来の水需要予測を踏まえ、老朽化、耐震化に向けた施設の更新計画の再検討をする必要があると考えています。そのためには、経営について現状分析をしっかりと行うことが重要であり、収益的収支及び資本的収支を念頭に置いた財政計画の策定が基本であると考えております。

以上で、内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第44号 財産の取得について（土地及び建物の取得）

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第44号 財産の取得について（土地及び建物の取得）の件を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第44号 財産の取得について、提案理由を説明させていただきます。
提案理由の説明書をごらんください。

はじめに1の提案の理由につきましては、南知多町大字豊浜字椋田22番6はじめ12筆の土地と建物（旧潮蔵）を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからであります。

次に、2の財産の概要につきましては、(1)種類は土地及び建物となります。

(2)所在地は、南知多町大字豊浜字椋田22番6となります。

(3)数量等についてですが、ア、土地の面積及び地目は、南知多町大字豊浜字椋田22番6はじめ12筆で、4,218.19平方メートルであります。地目は、宅地及び雑種地であります。

イ、建物の構造及び面積につきましては、鉄骨造瓦ぶき2階建て（平成12年建築）で、延べ床面積は412.97平方メートルであります。

4の取得の目的は、防災施設として取得をするものであります。

(5)契約金額は、土地・建物合わせて5,929万3,720円であります。うち、建物の取引に係る消費税及び地方消費税の額は179万8,720円であります。

(6)契約の相手方は、知多郡南知多町大字豊浜字上大田面26番地の1、株式会社よろばんであります。

(7)契約の方法は、随意契約であります。

なお、次のページ以降に、位置図、地番図、建物平面図をつけてありますので、御参照ください。

以上で、財産の取得についての提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点質問させていただきます。

5,929万3,720円で契約しておりますが、実際の土地代が幾らで建物代は幾らで交渉して落としたのか、そこら辺、もう少し詳しいところを教えてください。

それから2点目、株式会社よろぼんというのはどういう会社なんでしょうか。私も余り、豊浜にあるようですけど、よくわからないので、わかる範囲内で教えてください。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの御質問の土地と建物の金額につきまして、まず答弁させていただきます。

土地の金額は3,501万1,000円、建物のほうが2,428万3,000円となります。

そして、この契約の相手方、株式会社よろぼんの事業内容でございますが、申しわけございません、今、手元に資料を持ち合わせておりませんで、また後ほど調べてお答えさせていただくということをお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第45号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第45号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第45号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして、制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1の制定の理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が創設されることとなったため、新たに条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の主な内容でございます。

パートタイムの会計年度任用職員、1週間当たりの勤務時間が常勤職員に比べて短い会計年度任用職員でございますが、これに対し給与を支給することとするもので、(1)の報酬の基準月額等に関する規定、第3条から第7条関係であります。(2)の費用弁償に関する規定は第8条及び第9条関係であります。(3)の時間外勤務に係る報酬等に関する規定、これは第10条から第12条関係となります。(4)の期末手当に関する規定、第13条関係であります。(5)の特殊勤務に係る報酬に関する規定、第14条関係であります。(6)の報酬表、これは別表第1関係であります。(7)の等級別基準職務表、別表第2関係、これが主な内容であります。

3の施行期日は、令和2年4月1日であります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

会計年度任用職員制度の導入を南知多町が実施しようとしております。これはとても大事な条例でございますので、5点にわたって質問させていただきます。

第1点、今回の地方公務員法の改正の基本は、フルタイム会計年度任用職員制度を基本としてパートタイム会計年度任用職員制度をつくるのが地公法改正の趣旨であります。パートタイム会計年度任用職員制度だけの条例計画は片手落ちです。武豊町のように、退職手当、地域手当、初任給調整手当、特殊勤務手当等を明確にするフルタイムの条例も制定すべきと考えますが、今後制定しますか。

2点目、ことしは既に、保育士2名、サービスセンター職員4名、ケアマネジャー1名、保育所の調理員5名、公民館の管理人2人の14人のフルタイムの臨時職員がおります。もしフルタイム会計年度任用職員に対応する条例をつくらないときは、来年度、この全ての方を正規職員として採用するつもりですか。この方たちは、地公法が言っている相当期間任用される職員につけるべき業務です。副町長は、さきの説明会で正規採用していきたいと述べておりますが、そのとおりにやられるのでしょうか。

3番、まさか現在正規で働いている役場の公務労働者を1年限りのパートタイムやフルタイム会計年度任用職員に移行させてしまうようなひどい計画を町当局は持っていないですね。

4番目、パートタイム会計年度任用職員者の行政職1級、2級の号俸措置はどのように決められるのか。例えば保育士は定型的または補助的な業務を行う職務なのか、相当知識または知識・経験に精通する職務なのか、どちらに位置づけるつもりでしょうか。保育士でお答えください。また、ケアマネジャーでもお答えください。

5番目、改正地公法の24条は、職務給の原則と均衡の原則をもとにして適切な任用や給付を求めております。今まで15分だけ勤務時間を切っておいて、おおむねフルタイムの働き方なのに、期末手当、ボーナスを支給しないという用務員さん7人のような雇い方は改善すべきとしています。常勤職員が行っている職務を、時間を少し短くしただけで非常勤でやらせるということは、今回の法は基本的に任期の定めのない常勤職員を中心にすべきであるとしております。地公法の改正の立場から、用務員さん7人は、来年度全て正規職員として採用するか、もしくはフルタイムの会計年度任用職員にするのか、もしくは任期つき職員とすべきと考えますが、再びのパートタイムの任用はあり得ないと考えておりますが、この用務員さんの扱いについてお答えください。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

まず、1点目のフルタイムの会計年度任用職員を今後任用しますかという予定であります。今回、新たに会計年度任用職員の制度を導入することに伴いまして、現在の臨時職員の職務内容を改めて見直した結果、必ずしもフルタイムの任用でなければならない業務の量の職ばかりではないと判断したため、今後、会計年度任用職員としてはフルタイムでの雇用は行わず、パートタイム、いわゆる短時間勤務での雇用のみとする方針に至ったため、フルタイムの条例はつくらないことといたしております。

2点目、現在フルタイムで雇用している人が14人いるが、全ての方を今後は正規職員として採用する予定かにつきましてであります。

現在フルタイムで雇用している臨時職員は、先ほど言われました中で、町長運転手も1人ございまして、15名であります。その全てが地公法の第22条により臨時的任用により6カ月を超えない範囲で雇用しております。このうち、保育士、調理員、管理員及び用務員の職については、既にフルタイム職員じゃなく別に短時間勤務職員で雇用している職員もおりますので、勤務時間の見直しが可能と判断しておりますので、パートタイムの会計年度任用職員として任用していくということになりまして、正規職員としての任用は考えてございません。

3点目、正規職員を会計年度任用職員として採用していく考えであるのかという御質問だったと思うんですが、こちらに関しましては、今雇用しております臨時職員と非常勤職員に関しまして会計年度任用職員に移行していく予定でありますので、正規の職員を会計年度任用職員にかえて、会計年度任用職員をふやしていくという計画は現在はありません。

4点目、等級につきまして、1級、2級で雇用していく条例になっておるが、具体的にどのような職務に応じて等級を分けていく予定かということですが、こちらは詳しくは今後定めていく規則で決めていくことになっておりますが、保育士についてお答えくださいということでありましたので、保育士に関しましては、現在は1級での雇用を予定しております。

ケアマネジャー、介護支援専門員に関しましても1級で雇用していく、これからまた検討はしていくんですが、今のところそういった予定であります。

最後に、用務員の扱いでございますが、現在、職種において、用務員でも既にフルタイムではなく短時間非常勤の職員で雇用しておられる職種もあります。そういったことも鑑みますと、職種に応じて均等性をというところも考えますと、時間を短縮して会計年度任用職員に移行して採用していく必要があると考えております。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今の回答は問題だと思います。現在、非常勤や臨時職員、とりわけ私が先ほど言った保育士さん、サービスセンターの職員さん、ケアマネの方、保育所の調理員さんたち、これはフルタイムの7.75時間です。それを実際では、今回の町が制定しようとしているパートタイムの関係では1分でも切るわけですよ。それがパートの会計年度任用職員です。フルは、いわゆる今の7時間45分を全て勤務しているという、そういう会計年度任用職員です。当の担当者の方の話だとか、そういうことを聞かないでにおいて、ちょっとそこら辺、私の言い方がきついかもしれませんが、勝手に役場の判断において、この方は1分切るだとか、30分切るだとか、それはあり得ないんじゃないでしょうか。当の労働者の意向をしっかりと聞いて、そして7時間45分私は働きたいんだと、保育所のために働きたい、調理員としては7時間45分要るんだと、そういうような話し合いをしてから決めるべきであるし、ましてやフルタイムをつくらないもんですから、だからパートに落とし込もうとしているので、どこか1分切らなきゃいけないんですよ、最低でも。武豊町ではちゃんとフルタイムをつくっているんです。だから、こういう方はちゃんとフルタイムで働いてみえる方ですから、保育士さん、サービスセンター、ケアマネ。そのまま続ければいいじゃないですか。それは私は当の本人の判断をしっかりと聞きして、そして一方的な時間切りのような採用の仕方はすべきではないと考えますが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

副町長。

○副町長（中川昌一君）

今の内田議員の、今ある方の現状をそのまま続けて雇用というふうなお考えだと思う

んですけども、現時点でございますが、今までの臨時、非常勤の職の関係でございますが、これが今回、会計年度任用職員に移行していくわけでございますけれども、既に存在するこういった職を漫然と継続するという考えではなくて、それぞれの職の必要性をこの段階で十分に吟味した上で、適正な人事配置をしていくという考えでございます。

その中で、状況の方々の任用根拠、勤務実態を把握した上で、今回こういった結論にしたわけでございます。ですので、今後においては、そういった会計年度のフルタイムの必要性がもしあれば、そのときには条例制定ということも考えますが、現段階におきましては、そういったフルタイムの方においては、単に会計年度の1年で切って雇用して継続、要は1年で終わりですので。そうしますと、そういった人の雇用の安定ということから考えますと、なかなか厳しいものがございますので、そういった職があれば、本町の方針といたしましては、正職員、もしくは任期付きの職員で雇用したいという考えでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第46号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第46号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第46号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、制定理由の説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1の制定（改正）の理由であります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、特別職非常勤職員として任用すべき職の整理をするため及び新たに一般職の会計年度任用職員を創設するため、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容であります。

(1)は、改正法により特別職非常勤職員として任用すべき職が整理されたことに伴い、関連する条例の条文を整理するものであります。改正する条例は、ア、南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で、別表第1関係であります。

(2)は、改正法により新たに一般職の会計年度任用職員が創設されたことに伴い、関連する条例の条文を整理するものであります。改正する条例は、アとして、南知多町職員の給与に関する条例、第25条関係であります。イとして、南知多町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、第3条関係であります。ウは、南知多町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例、第3条関係であります。エは、南知多町職員の育児休業等に関する条例、第7条、第8条及び第18条関係であります。オは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、第2条関係であります。カは、南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第3条関係であります。

3の施行期日は、令和2年4月1日であります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第46号に対しての条例整理の関係で質問いたします。

まず第1点です。特別職から削除された区長と社会教育指導員は、今後どのような職として位置づけられるのか。これが1点目です。

2点目、選挙管理にかかわる人員は、地公法の改正でも特別職、3条の3項のままでありますけれど、新たにこの方たちは3条の3項の2号と位置づけております。特別職は変わらないけれど、南知多町の条例上では位置づけは変える必要があるんじゃないですか。

3番、こちらのほうの7条改正ですが、会計年度任用職員を勤勉手当支給から除こうとしております。同一労働同一賃金を目指している立場ならば、会計年度任用職員も支給すべきと考えます。勤勉手当を支給していないと国の法律は言うておりません。一部の国家公務員の非常勤職員で既に出されておる事例もあります。南知多町として判断して出しますと言えればいいんです。一般職の公務員と同じ扱いの勤勉手当を支給すべきと考えますがいかがですか。

4番、第8条改正で、これは育休の関係なんですけど、会計年度任用職員をフルタイムもパートタイムも、育児休業復帰後にかかわる号数の調整から外そうとしております。これは問題です。今回の法改正では、会計年度任用職員に対しても育児休暇の取得は、一定の3条件をつけて認めております。その3条件とは、1. 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上あること、2. 子が1歳6カ月に達する日まで、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと、3. 人事委員会規則で定める勤務日数以上の勤務を行うこと。育児休暇を認めておるんです。

会計年度任用職員が育休をとって、職場復帰のときに号給調整を外すのは、地方公務員法に違反するのではないですか。既に国家公務員については、要件を満たす非常勤の育児休業の取得は可能であります。その対応と均衡を図る必要があるとしております、説明の中でも。育児休をとった会計年度任用職員への差別となるような8条改正は、改正地方公務員法の趣旨に反するのではないですか。見直すべきではないですか。以上です。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

ただいまのまず1点目ではありますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の中で、区長と社会教育指導員を外すということになってお

るが、今後どのような任用を予定しているかということでもあります。

まず区長さんであります。会計年度任用職員として任用するためには、労働時間などの労務管理が区長さんに関しましては難しいと考えておりますので、会計年度任用職員として任用することは困難と思っております。今後は行政協力者として、報酬の支給ではなく謝礼等報償の支給を予定しております。

続きまして、社会教育指導員についてであります。こちらの職に関しましては、会計年度任用職員に移行する考えであります。

続きまして、選挙関係の雇用ということで、地公法の第3条の第3項第3号に当たる選挙等に関する事務を行うことに関してどのようにしていくかということですが、引き続きこちらの特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に対応する職員と考えて運用していく予定であります。

続きまして、3番の勤勉手当支給から除いておるということですが、あと5番目の育児休暇を除いておるといことなんであります。こちらも総務省から出ております導入に向けた事務処理マニュアルを参考に方針を決めさせていただいておまして、いずれも勤勉手当の支給、それから育休の休暇も、こういったマニュアル等の方針を鑑みまして除くというふうに変えさせていただいたものであります。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

地公法の解釈の間違いをしてはいけないと思うんですね。地公法は、育児休暇を別にとらせていいと言っているんですよ。これはマニュアルですよ。平成30年10月18日に出された総務省の自治行政局の公務員部長のマニュアルです。そこには、今回、会計年度任用職員になるけれど、先ほど私が言った3条件をクリアすれば育児休暇をとれるんだと。そのことは重々周知してくださいねと書いてあります、ここに。

なので、育児休暇をとれるということは、その後の扱いについて差別があっちゃいけませんよね。だから、結局育児休暇をとったからといって、その方だけは号俸調整はしないと、引き続き任用しているのに。任用する場合もあるんですよ。確かに1年契約だから、今回の会計年度任用職員は。だから、非常に飛び飛びになってしまうので。でも、

町長だとか、それから当局の判断で、その人の実績や、それから職歴だとか、それから能力がすぐれているということになれば、引き続きの任用があるわけですよ。そういうことが1年以上続いておれば、それは結局、調整の対象になると言っているんですよ、ちゃんと。だから、この育児休暇の問題について、外すということは問題だと思います。どうですか。

(「議長、議会運営」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

石垣議員。

○6番(石垣菊蔵君)

ちょうど昼になります。暫時休憩をお願いします。

○議長(藤井満久君)

ここで暫時休憩といたします。再開は13時ちょうどといたします。

[休憩 11時58分]

[再開 13時00分]

○議長(藤井満久君)

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

はじめに、議案第46号の答弁を総務部長よりいたします。

総務部長。

○総務部長(田中嘉久君)

それでは、午前中の議員からの御質問に対します答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員の育児休業の取得に関してでございますが、会計年度任用職員につきましても育児休業のほうは、ある一定の条件、これは議員のおっしゃるような一定の条件を満たせば、取得できるということになります。

また、そうした場合の勤勉手当の支給についてでございますが、会計年度任用職員につきましても、勤勉手当については、こうした職員には支給されないとしておりますので、こうした育児休業中であろうとも、そういった方への勤勉手当の支給はないというふうに考えております。

また、会計年度任用職員がこうした育児休業を取得した後、復帰した場合の復帰時の給与の号給の調整についてということでございますが、これにつきましては、常勤の職員についてはこうしたようなことがあるわけでございますが、会計年度任用職員という

のは、そもそも一会計年度を期間として雇用されるといったようなことから、常勤の職員、継続的に雇用されるものとは異なる取り扱いになりますが、そうしたものとは違って、会計年度任用職員については、仮にこうした育児休業のほうを取得された後に復帰した場合も、この号給調整は行わないと考えておるものでございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、防災安全課長より答弁の申し出がありましたので許可します。

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

午前中に上程をさせていただきました議案第44号 財産の取得についての内田議員からの御質問、契約の相手方、株式会社よろぼんの事業内容について答弁をさせていただきます。

株式会社よろぼんは資本金300万円で、コンサルタント業及び各種マーケティング業、各種イベントの企画、制作、管理、運営、それらのコンサルティング及び広告業など27の目的を持った平成28年8月2日に設立された会社でございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

次に、建設経済部長から答弁の申し出がありましたので許可します。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

午前中の認定議案第5号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計決算の説明の中で、歳出決算額8,727万6,000円で、前年度に比較し195万7,000円、2.3%の増額という説明をいたしました。正しくは195万6,000円、2.3%の増額です。訂正をさせていただきます。

日程第16 議案第47号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第47号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、議案第47号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、制定理由の御説明を申し上げます。

制定理由の説明書をごらんください。

1の制定の理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等が令和元年10月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからです。

2の改正の主な内容につきましては、地方消費税を含む消費税率が8%から10%に引き上げられることによる水道料金等の改正をお願いするものであります。

(1)南知多町漁業集落排水事業受益者分担金に関する条例の分担金の表の中の区分、浄化槽人員10人以下の建築物につきまして、現行「20万5,710円」を「20万9,520円」に改正をお願いするものであります。その他、表に記載のとおりであります。

次に、(2)南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例のアの基本使用料（1月につき）の表の中の排水量、10立方メートルまでにつきましては、現行「1,131円」を「1,152円」に改正をお願いするものであります。

イの超過使用料につきましては、次のページになります表の中の排水量、10立方メートルを超えるものにつきまして、現行「139円」を「141円」に改正をお願いするものであります。

次に、(3)南知多町水道事業給水条例のアの加入分担金の表の中の口径13ミリにつき

まして、現行「4万3,200円」を「4万4,000円」に改正をお願いするものであります。その他、表に記載のとおりであります。

続いて、イの水道料金の表の中の専用給水装置、基本料金（1月につき）、現行「1,338円」を「1,362円」に、また超過料金は、1立方メートル増すごとに10立方メートルまで、現行「152円」を「155円」に、10立方メートルを超え1立方メートル増すごとに、現行「244円」を「248円」にそれぞれ改正をお願いするものであります。その他、表に記載のとおりであります。

次に、ウのメーター使用料の表の中のメーター口径13ミリの1カ月の使用料につきましては変更ありませんが、メーター口径20ミリの1カ月の使用料につきまして、現行「83円」を「84円」に改正をお願いするものであります。その他、表に記載のとおりであります。

3の施行期日につきましては、令和元年10月1日であります。

4の経過措置につきましては、(1)は漁業集落排水事業受益者分担金、(2)は漁業集落排水施設使用料、(3)は水道料金に関する経過措置であります。

また、次のページからそれぞれの条例改正における新旧対照表をつけておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第47号について質問いたします。

まず第1点ですが、この議案は非常にわかりにくい。水道料金値上げ案と集落排水値上げ案と、このように切り分けて、面倒くさい社会保障云々みたいな、そんな題名をつけなくて、わかりやすい条例提案にすべきではなかったのでしょうか。これが1点。

それから、2点目です。漁業集落排水の値上げがされようとしておりますけど、極めて日間賀島は健全経営です。受益者の負担も適正に取られておって頑張っておられます。

なので、一般会計からの繰り入れをしつかり入れて、集落排水の値上げはしないと、こういう結論は出せなかったのかと。これが2点目。

それから、3点目。人間は水がなくては生活できません。命を守り維持するためになくなくてはならない水供給事業に、私は消費税を課税すること自体間違っていると思います。人間が生きる上でとても大事ですからね。上水道に加入する際の、特に加入基本料に消費税相当が上乘せされることも理解できません。

それで質問ですが、加入分担金まで値上げするのはやめるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、水道料金を2%上げるというふうな原案なわけでございますけど、先ほど水道の関係で、西尾市から負担金として金額が来れば、1,000万ぐらいの黒字になっているんだと。担当課で説明されると、2%はどれぐらいですかといったら530万だと。ならば、一定の据え置きということができるとは思いますが、2年、3年。もうちょっとたってから値上げするだとか、それも考えられんことはないので、そういうふうな検討もするべきではなかったのかと思うんですが、いかがですか。以上です。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

ただいまの御質問の1つ目、値上げが非常にわかりにくいということで、条例改正の法律で、社会保障の安定財源の確保等を図る等の条例の長いものでございますが、消費税の条例については、国のほうがこのような名前をつけてございますので、こちらを取るわけにはいかないということで、上程をさせていただきました。

2つ目でございますが、漁業集落排水については健全経営だから値上げはしなくてもいいんじゃないかということについてお答えさせていただきます。

漁業集落排水事業につきましては、今現在、維持管理費については使用料で賄っているということでございますが、ただ新設改良というか、新たに管を入れたりするものについても当然消費税が出てくるものですから、ということで漁業集落排水事業の使用料についても値上げをさせていただくものでございます。

3番目でございますが、加入分担金をしなくてもいいんじゃないか、また水道使用料については据え置きはできないのかというところでございます。

こちらにつきましては、水道事業会計におきましては独立採算制で運営しており、水道事業費用や建設改良等につきまして、水道料金の収入等で経費を賄っております。今回の値上げに関して影響額のほうを試算してみますと、歳入でございます。歳入については水道料金が上がる分でございますが、約1,100万ふえますが、同様に歳出におきましても、収益的収支だけの支出だけ見ても728万円ふえることとなります。よりまして、今回の増税については、水道料金を値上げしなければ赤字になってしまいますので、値上げは必要であると考えております。

同様に、加入分担金に関しても、当然消費税がかかってくるものと認識しておりますので、増税の対象とさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第48号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第48号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第48号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法の一部が改正され、令和元年12月14日から施行されることに伴い、地方公務員法において定められている成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容でございます。

一般職の地方公務員の欠格条項から、地方公務員法第16条第1号で規定されていた成年被後見人または被保佐人が削られることに伴い、関連する条例の条文を整理するものであります。

改正する条例は、(1)の南知多町職員の給与に関する条例、第20条、第20条の2、第21条及び第26条関係であります。

(2)は、南知多町消防団条例、第6条関係であります。

(3)は、南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第15条関係であります。

(4)は、南知多町職員の旅費に関する条例、第3条関係であります。

3の施行期日は、令和元年12月14日であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第48号に1点だけ質問いたします。

この議案は、欠格条項をなくすことは障害者への差別制度を是正していくと、そういう点で大いに私は賛成します。

今回の改正で南知多町は、障害者雇用はたしか、ことしは1.9%しかなかったと思ひ

ます。下がっていると思います。国基準は2.5%であります。この欠格条項の見直しに関連して、障害者雇用の2.5%がない南知多町は、障害者雇用対策をさらに考えていくということだと思います。1点だけです。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

障害者雇用の関係であります。議員のおっしゃるとおり、現在、障害者の雇用率、今現在、法定の雇用率を満たしていない状況にありますので、これを改善するために、今年度におきまして、来年4月1日に採用する職員に関しまして、障害者枠の募集をかけて採用の試験のほうを行って採用していく方針というふうに進めておりますので、今後こういった足りなくなってきた場合には、職員の採用ですとか、そういった応募をしていき、達成に向けて努力していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第49号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第49号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

議案第49号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして御説明い

たします。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由は、水道法の一部を改正する法律等の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、給水装置工事事業者指定更新手数料の追加及び引用条項の整理をするもので、第29条及び第32条関係であります。

3の施行期日は、令和元年10月1日であります。

また、次のページに新旧対照表をつけておりますので、御確認いただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第49号について質問します。ちょっと確認だけ。

指定更新が無期限から5年更新の手数料追加と、こういう形になったわけですけど、これは主な法律が変わったからということをおっしゃいましたけど、どうしてこういうふうに5年更新になってしまったのか、そこら辺の詳しい内容がもしわかったら教えてください。

それから2点目、南知多町における指定給水装置工事事業者は、今現在何件ぐらい実際あるのか、それも教えてください。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

ただいまの内田議員からの御質問の1つ目、指定工事店の更新をしない理由でございます。

こちらについては、水道法第25条の3の2の関係で、指定給水工事事業者の指定は、

5年ごとにその更新を受けなければその効力を失うものとする」と改正されたものでございます。

それを受けまして、本町におきましても、指定工事店の事業者でございますが、数でいいますと64件ございます。中には、当初登録をしたけど、そのまま全く南知多町には工事には来ない業者だったりとか、いろいろと煩雑すること、もう一点は町の水道課のほうで給水工事の指導をしていかなくちゃいけないという観点から、5年に1度、そのような更新、今現在、更新のための講習会を開くとか、いろんな資料を送るとかということが必要になったからでございます。

2つ目、指定工事店は何件かということで、今お話ししましたが、指定工事店については64件でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

**日程第19 議案第50号 南知多町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第50号 南知多町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第50号 南知多町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する

条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2. 改正の主な内容は、(1)登録できる印鑑、印鑑登録原票に登録する事項及び印鑑登録証明書に記載する事項に、氏に変更があったものに係る住民票に記載された旧氏を加えるもので、第5条第2項第1号、第6条第1項第3号及び第11条第1項第1号関係であります。

(2)印鑑登録原票に登録する事項及び印鑑登録証明書に記載する事項から男女の別を削除するもので、第6条第1項第5号及び第11条第1項第3号関係であります。

3. 施行期日は、令和元年11月5日であります。

次のページ以降に、この条例の新旧対照表を添付してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第51号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（藤井満久君）

日程第20、議案第51号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する

条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第51号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等が令和元年8月1日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2. 改正の主な内容は、災害援護資金の償還金の支払いを猶予し、または償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸し付けを受けた者もしくはその保証人の収入または資産の状況について報告を求め、または官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができる規定を追加するもので、第15条第3項関係であります。

3. 施行期日は、公布の日であります。

なお、改正条文の新旧対照表が次のページに添付してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第52号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第21、議案第52号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第52号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,551万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,441万1,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものであります。

続いて、補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明いたしますので、12ページ、13ページをごらんください。

3. 歳出であります。

3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険費1,101万4,000円の増額補正であります。これは、平成30年度の地域支援事業の精算及び令和元年度の低所得者に対する第1号被保険者保険料の軽減強化に伴う介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、2項児童福祉費、2目児童運営費426万6,000円の財源更正でございます。これは、10月から幼児教育・保育が無償化されますが、保育所給食のおかずやおやつに係る副食の費用を保護者の皆様に御負担いただくため、その分の財源更正を行うものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費314万円の増額補正であります。これは、ごみの減量化・資源化を促進するため、試験的にエコステーションを1カ所設置し、運営するための経費であります。

その下段、5目知多南部衛生組合費195万1,000円の増額補正であります。これは、火葬業務の委託料の増額と平成30年のごみ処理量等に基づく繰越金の精算などにより、分

担金を増額するものでございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費843万7,000円の増額補正でございます。これは、漁村活性化総合対策事業として、新たに片名・日間賀島漁協のフォークリフトの購入及び師崎漁協冷蔵・冷凍施設ひさし改修工事を実施することにより、補助金を増額するものであります。

次に、7款商工費、1項商工費、4目観光振興費97万5,000円の増額補正でございます。これは、観光、産業振興を目的に、令和2年1月25日、26日の2日間、愛知県国際展示場で開催される愛知・知多の観光・産業・物産フェアの負担金でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明をいたします。

8ページ、9ページをごらんください。

2の歳入であります。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金は637万2,000円の減額補正でございます。これは、10月1日以降、自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されることに伴い、その減収補填分として交付決定されたものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は6,543万円の増額補正でございます。これは、令和元年度分の普通交付額の確定に伴いまして、予算計上額との差額分を追加計上するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は488万8,000円の増額補正、その下、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は244万4,000円の増額補正でございます。これは、介護保険の低所得者保険料軽減負担金に対する国及び県の負担分でございます。

次に、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は767万円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたした漁村活性化総合対策事業に対する県の補助金でございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は7,673万1,000円の減額補正でございます。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整でございます。

2項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金315万5,000円、2目後期高齢者医療特別会計繰入金175万2,000円及び3目介護保険特別会計繰入金1,653万2,000円は、

それぞれの特別会計の平成30年度決算における精算に伴う一般会計の繰入金でございます。

20款諸収入、4項雑入、3目雑入は429万6,000の増額補正でございます。2節民生費雑入426万6,000円は、保育所における給食のおかず代など副食費に係る費用の保護者負担分でございます。3節衛生費雑入3万円は、エコステーション設置により回収した資源ごみの売上金でございます。

21款町債、1項町債、5目臨時財政対策債は504万3,000円の増額補正であります。これは、令和元年度分の普通交付税額の算定により、本町が借り入れすることができます臨時財政対策債の額が決定いたしましたので、その限度額と同額を借り入れするために増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、4ページをごらんください。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債の補正で、臨時財政対策債を2億4,784万3,000円に変更するものでございます。

一般会計の地方債現在高は、この補正予算書の最終ページ、16ページにありますので、ごらんいただきたいと思っております。

表の一番下段の右側になりますが、令和元年度末現在高見込み額は66億8,836万2,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

6款の農林水産業費の3項のところですが、漁業振興対策事業費の漁村活性化総合対策事業費補助金が、県から767万円、一般財源から76万7,000円出されておるんですが、先ほどのフォークリフトという話があったんですけど、これは豊浜漁港だとか師崎漁港など、その漁港で使われるフォークリフトなのか、それともまた別なのか。なぜ南知多

町の一般財源から76万7,000円支出しなければできなかったのか。そういうお金があったのか、そういうフォークリフトの値段だったのか、そこら辺をもう少し詳しく教えてください。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

内田議員の漁村活性化事業の質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、今回の補正におきまして、片名・日間賀島漁業協同組合におけるフォークリフトの購入及び師崎漁業協同組合における冷凍・冷蔵施設のひさしの改修工事を行っております。

まず、片名・日間賀島漁業協同組合にフォークリフトの購入につきましては、こちらは片名・日間賀島漁業協同組合が共同で運用しております片名市場においてフォークリフトを購入するものでございます。金額につきましては、片名のフォークリフトの購入事業が、補助対象事業費といたしまして181万円でございます。そのうちの県の補助金が90万5,000円、町の補助金が9万円となっております。合わせて99万5,000円の補助額でございます。師崎につきましても、補助対象事業費1,614万4,460円のうち、町・県合わせて55%相当に当たる887万9,000円を補助しております。ただし、今回の補正につきましては、既に実施しております事業を精査しておりますので、その事業費の額以内の補正となっております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

号)

○議長（藤井満久君）

日程第22、議案第53号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第53号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,215万5,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

下段の3. 歳出、7款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は315万5,000円の増額補正であります。これは、平成30年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、受け入れ超過となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものであります。

次に、歳入につきまして説明申し上げます。

同じページの上段をごらんください。

2. 歳入、5款1項繰越金、1目その他繰越金は315万5,000円の増額補正であります。これは前年度の繰越金で、歳出補正予算の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第53号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第54号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第23、議案第54号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第54号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,616万2,000円とするものであります。

補正をお願いします内容につきましては、歳出から御説明いたします。

6ページ、7ページをごらんください。

2段目、3.歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は91万1,000円の増額補正であります。これは、平成30年度に賦課した保険料について、本年4月1日から5月31日までに収納した保険料を広域連合に納付するものであります。

次に、その下の3款諸支出金、2項繰入金、1項一般会計繰入金は175万2,000円の増額補正であります。これは、平成30年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、受入超過となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものであります。

次に、その下の4款1項1目予備費は1,000円の減額補正であります。これは、歳出の財源調整のため減額するものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

同じページの上段をごらんください。

2. 歳入、3款1項1目繰越金は266万2,000円の増額補正であります。これは前年度からの繰越金で、先ほど歳出で御説明しました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第55号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第24、議案第55号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第55号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,747万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,047万3,000円とするもので

あります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをごらんください。

3. 歳出、5 款 1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、2,753万8,000円の増額補正であります。これは、平成30年度の介護保険特別会計決算剰余金から保険給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金につきましては、2,340万3,000円の増額補正であります。これは、平成30年度の介護保険特別会計決算に伴い保険給付費などが確定し、国・県支出金等を精算したことによる償還金であります。

次に、6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金につきましては、1,653万2,000円の増額補正であります。これは、平成30年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをごらんください。

2. 歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、977万6,000円の減額補正であります。これは、令和元年度の低所得者に対する第 1 号保険料の軽減強化に伴い、保険料を減額するものであります。

次に、3 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金につきましては405万3,000円の増額補正であります。これは、平成30年度の保険給付費の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金の追加交付であります。

次に、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては123万8,000円の増額補正であります。これは、平成30年度の地域支援事業の精算に伴う一般会計からの追加の繰入金であります。

2 段目の 4 目介護保険料軽減分繰入金につきましては977万6,000円の増額補正であります。これは、令和元年度の低所得者に対する第 1 号被保険者保険料の軽減強化に伴う国・県負担金の追加交付を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、7 款 1 項 1 目繰越金は、平成30年度の介護保険特別会計決算剰余金6,218万2,000円を計上したものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第25、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、石垣菊蔵議員。

○6番（石垣菊蔵君）

それでは、請願の朗読により説明させていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字豊浜字薬師堂45、南知多教員組合執行委員長、藤井潔はじめ99名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

貴職におかれましては、日々、教育の発展に御尽力いただき、深く敬意を表示します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面

をしています。また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施に向け小学校専科指導の充実などのために、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなりました。現在、新学習指導要領の移行期間となり、小学校での外国語教育については、学習内容や授業時間の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声が大きいです。子どもたち一人一人への指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校専科教員の全校配置が必要です。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう、下記の事項についてお願いいたします。

請願事項1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第26 請願第4号 「日本政府に辺野古の新基地工事中止を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第26、請願第4号 「日本政府に辺野古の新基地工事中止を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、請願第4号 「日本政府に辺野古の新基地工事中止を求める意見書」の採択を求める請願でございます。

請願の朗読により説明させていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字大井字北側51の7、間瀬博信はじめ2名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

1. 翁長前知事の意味を継ぐ玉城デニー知事も「辺野古に新基地をつくらせない。この思いを県民とともにあり、これからも対話を通じて訴えていく」と述べております。沖縄の皆さんも新基地建設反対の意思をはっきり示しています。この沖縄の民意を踏みにじる建設工事が進められていることは、憲法が規定する地方分権・地方自治の理念（地域のことは地域が決める）からして看過することのできない重大な問題です。

2. 沖縄県は、辺野古新基地建設の「総工事費」と「工事期間」の試算を発表しました。

これまで工事費、大浦湾の軟弱地盤（マヨネーズ状態）の改良工事費、今後県外から土砂調達費等々を加算すると2兆5,500億円としております。

また、工事期間も「埋立工事」に5年、「軟弱地盤改良工事」に5年、「埋め立て後の施設整備」に3年、計13年要すると指摘しております。新基地建設に2兆5,500億円もの税金を投入することは、大量の赤字国債を抱える国家予算の視点からも再検討する問題だと考えます。

3. 政府は、常々沖縄県民に「寄り添う」と言明している中、県民が総意として工事中止を要請しているにもかかわらず「土砂投入」工事を強行し続けています。主権は住民（県民）にあるとする憲法の前文の明示を遵守すべきです。

4. 沖縄に米軍基地が集中しているのは、戦後本土から「海兵隊基地」等が次々に移転した結果です。沖縄に米軍基地が集中しているのは、「軍事的な問題ではなく、政治

的な問題である」との指摘もあります。これ以上沖縄に基地を押しつけることはやめるべきです。

辺野古新基地建設工事を中止するよう政府に対して意見書を上げるよう強く求めます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、総務建設委員会に付託いたします。

ここで、産業振興課長から答弁の申し出がありましたので、許可します。

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

議案第52号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の内田議員の質問の中で、回答していないところがありましたので、回答をさせていただきます。

先ほどの質問の中で、フォークリフトの値段と、あと町でなぜ補助するのかというようなことがありました。フォークリフトのほうは回答させていただきましたが、町のほうなぜ補助するのかを回答しておりませんので、回答させていただきます。

漁村活性化総合対策事業補助金、こちらにつきましては、沿岸漁業地域における漁村の活性化を図るため、漁業協同組合等が実施する就労環境の改善、衛生管理強化などの事業に対し、補助するものでございまして、愛知県が補助対象事業費の2分の1、町が20分の1、5%相当を補助しております。そちらにつきましては、なかなか進まない老朽化した施設の改修、修繕等を促進するため、町においても5%の上乗せ補助をしているものでございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 14時02分 〕